

雲南市) 島根原子力発電対策特別委員会について (報告)

開催日時：2018年7月13日(金) 9:30-12:00

場所：雲南市役所全員協議会室

議題・資料：配布資料を参照

- ・ 陳情に対する意見聴取 ※採択済の1件を除き、継続審議となっていた6件
- ・ 新規制基準への適合性申請に係る意見・要請 (報告)
※雲南市経過等、各自治体の状況
- ・ 陳情審査
- ・ 適合性申請について (雲南市意見案・要請案)

採決：今回の特別委員会では、陳情についても意見案・要請案についても結論は出さない (採決は行わず)

備考：

- ・ 全員協議会：7月13日(金) 午後開催済 ⇒ここで市長の意見表明済
- ・ 今後の予定：7月20日(金) 午前：特別委員会 (+全員協議会)
午後：臨時議会

1. 県民連絡会から提出した陳情に対する意見聴取

◇説明者： 事務局長 保母武彦

◇委員からの特徴的な質問・意見 (回答省略)

- ・ 7つに陳情を分けた理由、他の自治体に出した陳情の状況
- ・ 陳情にある検討委員会はどういう立場か
- ・ (立地並み) 安全協定の締結が足並みが乱れているのは中電に取って良いこと
乱れているのは何がネックだからと考えるか
- ・ 立地・周辺自治体という区別は間違いで2県6市を「原発影響自治体」と呼ぶべき
- ・ 「市民の理解が進むまで」とは？

2. 適合性申請についての雲南市意見(案)・要請(案)に関する審議

★この案は執行部からのもので、当然ながら市長の意見を反映したものと考えられる

◇説明者：総務部危機管理官 (中村氏) +副市長

◇案の骨子：適合性申請は了解する

+要請事項：中電へ、島根県へ、島根県を介して国・規制委員会へ

※案の全文は「資料1-2」参照

◇委員からの特徴的な質問・意見 (回答省略)

- ・ 適合性審査の入り口のところで「了」としないようにすべき
- ・ 適合性審査 (安全性) だけでなく核のゴミなど含めて「総合的に判断」すべき
- ・ 適合性審査合格は安全を担保するものでない
- ・ 大事なことはフクシマの教訓から考えていくこと
- ・ 立地・周辺自治体という表現は使わない (原発影響自治体)
- ・ 稼働の必要性：さらなる確認が必要
- ・ (執行部発言) 今回は基準に合致するかの審査のみ
電力の安定的供給、環境への配慮 (CO2) のため稼働は必要
- ・ 市の意見は訴える力がない：電力の安定的供給が大事と言いながら
今回は事前申請のみと言っている
2段目 (稼働の同意・不同意判断) でまた同じことを繰り返す
- ・ 立地並み安全協定締結を前提に「了解」ではないか
- ・ 「2県6市の共通認識の会議体 (の必要性)」を追加すべき

- ・「立地並み安全協定」がいろいろな項目の中に埋没している、特別に強くすべき
- ・立地並み安全協定の締結が一番大事、出雲市のケースを調べてそれ以上の表現に
- ・「了解」と「容認」の違いは？
- ・事前申請了解権が無いのに「了解」とは？
- ・立地並み安全協定を結ばないと「了」としないくらい書け
- ・(副市長発言)中電への(立地並み安全協定締結)3市申し込みは4回目、
中電の壁が高い
2県5市は運命共同体で、境港市・米子市に対する働きかけは
安来市に期待
- ・雲南市が一番物事を強く言える立場にある。この案では松江市や安来市と一緒に
- ・本気度が問われる今がチャンス
- ・(執行部発言)立地並み安全協定締結を「了」の条件にするのはキツイ
- ・中電に求める事項で、原発の必要性が説明不足、代替エネルギーへの考え方を
早期に示せ
- ・(県からの意見照会は8月の見込みなのに)雲南市で7/20に結論を出さないと
いけないのか
⇒(執行部発言)議員の立場での方向性を出すこと
- ・陳情について、7/20に方向性を出すのでそれまでに考えて置く

☆傍聴者のコメント

- ・全体的印象としては、委員(議員)対執行部という構図だったでしょうか。
- ・委員会の随所で、意見聴取(保母事務局長)説明の内容が引用されていました、
陳情採択の結果はともかく、意見表明は意味があったと考えられます。
- ・「了解」とあるが、意見・要請案の文書中に、その理由が記載されて
いない(結論のみ)。
- ・雲南市は、他の周辺自治体(安来市、出雲市)とは違う姿勢(考え)を出すかと
期待もしていましたが、ほぼ同じだったのは残念でした。

以上